

ご存じですか？

国民健康保険は整骨院・接骨院で

「使える場合」と「使えない場合」があります。

近年、整骨院・接骨院が皆さんの身近にあり気軽にご利用になる方が多くなってきていますが、施術を受ける際は、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」が決められています。

施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方を正しくご理解していただきますようご協力をお願いいたします。

骨折
(こっせつ)



脱臼
(だっきゅう)



国民健康保険が
「使える場合」

※骨折・脱臼は、応急手当を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

捻挫
(ねんざ)



打撲
(だぼく)



挫傷(肉離れ)
(ざしょう)



※出血を伴う外傷は除きます。

単なる
肩こりや筋肉疲労



内科的原因からくる
痛みなど



国民健康保険が
「使えない場合」

脳疾患後遺症などの
慢性病



医師の同意のない
骨折や脱臼 ※



※応急手当を除きます。

労災保険が適用となる
業務上(通勤途上)の負傷



症状の改善が見られない
長期の施術



これらの場合は全額自己負担になる場合があります。ご注意ください！

整骨院・接骨院で国民健康保険を使うときの注意点

■柔道整復師の施術を受ける際の注意事項

1. 負傷原因を正確に伝えてください。

負傷原因があきらかに外傷性でない場合や労働災害・通勤災害の場合は、国民健康保険が使えません。いつ、どこで、どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。

◆交通事故等の第三者による負傷で施術を受ける場合は、必ず船橋市国保年金課に連絡をお願いします。

2. 療養費支給申請書には、内容を確認し自分で署名又はぼ印をしてください。

手首の負傷などにより自筆できない場合は、代筆でも可能ですが、その場合は、ぼ印が必要です。

3. 施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師相談しましょう。

症状の改善が見られない場合、内科的要因（けがではなく、病気による痛みが原因）も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

4. 領収証は必ず受け取りましょう。

平成22年9月の施術分より、領収証の無償交付が義務化されました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管してください。

◎柔道整復施術療養費支給申請書の内容照会について

船橋市では、整骨院・接骨院からの請求内容を確認するために、施術を受けた方に、施術内容のアンケートをお送りすることがあります。

アンケートが届いた際は、ご協力をお願いします。

（施術自体を控えていただく目的ではありません。）

船橋市国保年金課
船橋市湊町2-10-25
047-436-2395

(2024.12)